

新設分割にかかる事前備置書類

(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2025 年 8 月 8 日

東京都杉並区和泉一丁目 22 番19 号

サイバーステップ株式会社

代表取締役 佐藤類

サイバーステップ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025 年 12 月 1 日（以下「本成立日」といいます。）をもって、当社がオンラインゲームである「トレバ」に関する事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を、新たに設立するトレバ株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割手続（以下「本新設分割」といいます。）を行うことに致しました。

当社が、本新設分割に関して会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第1項第2号）

2025 年 7 月 25 日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです（以下「本新設分割計画」といいます。）。

2 会社法第 763 条第 1 項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第1号イ）

新設会社は、本新設分割に際して普通株式1000株を発行し、本新設分割により承継する本件事業に関して当社が有する権利義務の代わりに、その全てを当社に割り当てます。

当社が新設会社の完全親会社となり、割当比率に利害関係を有する第三者が存在せず、当社の任意の裁量により設定することができます。そこで、本新設分割に際して新設会社が発行する普通株式の株式数については、適切な出資単位の設定そのほかの事情を考慮して1000株とすることに致しました。

また、新設会社の資本金及び準備金の額については、新設会社が承継する予定の資産及び負債の額、本成立日までの資産及び負債の変動予測並びに新設会社の今後の事業活動の予定などの事情を考慮した上、会社計算規則に従い、本新設分割計画第4条に記載のとおりとすることと致しました。当社は、以上の取扱いにつきまして、上記の理由によりその内容が相当であると判断しております。

なお、新設会社が本新設分割に際して、本新設分割により承継する本件事業に関して当社が有する権利義務の代わりとして、当社に交付する社債、新株予約権、新株予約権付社債はありません。

- 3 会社法第 763 条第1項第 12 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則 第 205 条第2号）

該当事項はありません。

- 4 会社法第 763 条第1項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第3号）

該当事項はありません。

- 5 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第4号及び第5号）

該当事項はありません。

- 6 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第6号イ）

（新株予約権の行使）

2025年6月1日から2025年8月7日の間に第41回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

(1) 行使された新株予約権の数	49,630個
(2) 交付株式数	普通株式 4,963,000株
(3) 新株予約権行使による調達額	799百万円
(4) 増加した資本金の額	287百万円
(5) 増加した資本準備金の額	287百万円

- 7 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新設会社の債務（当社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第7号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本成立日以後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本成立日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されております。

以上より、本成立日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

本成立日以後における新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、当社から新設会社への債務の承継については、重疊的債務引受の方法によるものといたしますので、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生は、現在のところ予測されております。

以上より、本成立日以後における新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本新設分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置き致します。

以上

別紙

新設分割計画書
(次頁以降に添付)

新設分割計画書

サイバーステップ株式会社（以下「分割会社」という。）は、分割会社が運営するオンラインゲームである「トレバ」に関する事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、会社分割により新たに設立するトレバ株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画（以下「本分割計画」という。）を作成する。

第1条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の商号及び本店所在地は以下のとおりとし、そのほか定款で定める事項は別紙1「トレバ株式会社定款」に記載のとおりとする。

- (1) 商号 トレバ株式会社
- (2) 本店所在地 東京都杉並区和泉一丁目22番19号

第2条（承継する権利義務等）

分割会社は本成立日（第6条において定義される。以下同じ。）において、本件事業に関する別紙2「承継対象権利義務明細表」に定める資産、負債、契約その他の権利義務を新設会社に移転し、新設会社は、これを承継する。

第3条（本新設分割に際して新設会社が分割会社に対して交付する株式の数）

新設会社は、本新設分割に際して普通株式1000株を発行し、本新設分割により承継する本件事業に関して有する権利義務の代わりに、その全てを分割会社に割り当てる。

第4条（新設会社の資本金及び準備金の額）

新設会社の資本金及び資本準備金の額は、以下のとおりとする。ただし、新設会社は、本成立日における分割会社の資産及び負債等の状況により、これを変更することができ

資本金	1億円
資本準備金	0円

第5条（株主総会の承認）

分割会社は、会社法第804条1項の規定に基づき、本分割計画に関する株主総会（第25期定時株主総会予定）の承認決議を得られることを条件として本新設分割を行う。

第6条（新設会社の成立日）

新設会社の成立日（以下「本成立日」という。）は、2025年12月1日とする。ただし、分割会社は、本新設分割の手續上の必要性、新設会社設立において取得すべき許認可等の申請手続き上の必要性、その他の事由により本成立日を変更する必要がある時には、これを変更することができる。

第7条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役並びに設立時代表取締役）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役並びに設立時代表取締役は、下記のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 堀家 昌貴、佐藤 類、二田 政士、齋藤 次郎
- (2) 設立時監査役 花島 宣勝
- (3) 設立時代表取締役 堀家 昌貴

第8条（分割条件の変更）

本分割計画作成後新設会社の成立の日に至るまでの間に、分割会社の資産状態、経営状態又は本分割計画により承継される権利義務に重大な変動が生じたとき、本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本分割計画の目的達成が困難となったときには、分割会社は、本分割計画にかかわらず、本新設分割の条件を変更し又は本新設分割を中止することができる。

第9条（本分割計画の効力）

本分割計画は、本分割計画の履行に必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかったときには、その効力を失う。

第10条（その他）

本分割計画に定める事項の他、本新設分割に必要な事項については、本分割計画の趣旨に従い、分割会社がこれを決定する。

本分割計画作成を証するため、本書 1 通を作成し、分割会社が記名押印の上、これを保有する。

令和7年7月25日

分割会社：東京都杉並区和泉一丁目22番19号

サイバーステップ株式会社

代表取締役 佐藤 類

別紙1「トレバ株式会社定款」

定 款

トレバ株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、トレバ株式会社と称し、英文では、toreba Inc.とする。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータグラフィックス、図形処理システムに係わる機器及び装置類並びにソフトウェアの輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
2. コンピュータ及びその周辺機器類並びにソフトウェアの輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
3. 情報通信システムに係わる機器及び装置類並びにソフトウェアの輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
4. ゲームソフトの輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
5. インターネット、携帯情報端末機及び通信回線を利用したコンテンツの企画・制作・運用及び保守
6. ロボット装置、ロボット制御装置及び電子機器の輸出入・販売・賃貸・リース・保守及び開発
7. インターネット、携帯情報端末機及び通信回線を利用したロボット及び電子機器の企画・制作・運用及び保守
8. インターネット、携帯情報端末機及び通信回線を利用した物品卸小売業、通信販売業、輸出入業及び内外商取引の代理業
9. インターネット、携帯情報端末機及び通信回線を利用したアーケードゲームの企画・制作・保守及びソフトウェア開発
10. 資金決済に関する法律に基づく自家型前払式支払手段の発行および販売
11. 酒類販売業
12. 古物営業
13. 不動産の賃貸及び管理
14. 前各号に対するコンサルティング業務

15. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都杉並区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある

場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第 11 条 当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第12 条 前二条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告することにより、臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出等)

第 14 条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更が生じた場合も、同様とする。

2. 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(株式取扱規則)

第15 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第16 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
3. 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第17 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第18 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第19 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第 20 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 21 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22 条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

第23 条 当会社の取締役は 3 名以上とする。

(取締役の選任および解任の方法)

第 24 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

3. 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第25 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第26 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第27 条 取締役社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第28 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、前条第2項の規定に基づき定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第29 条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役 に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 取締役全員及び監査役の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を

開催することができる。

(取締役会の決議)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第32条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第33条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であ

る者を除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い方とする。

第 5 章 監査役

(監査役の員数)

第36 条 当会社の監査役は、1 名以上とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第 37 条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第38 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第39 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40 条 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、同法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い方とする。

第6章 計算

（事業年度）

第41 条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月 31 日までとする。

（剰余金の配当）

第42 条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第43 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払業務を免れるものとする。

2. 未払いの配当金には利息を付けないものとする。

第6章 附 則

（最初の事業年度）

第44 条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和8年5月 31 日までとす

る。

(会社設立時の取締役、代表取締役及び監査役)

第45 条 当会社設立時の取締役、代表取締役及び監査役は、次のとおりである。

設立時取締役	堀家 昌貴
同	佐藤 類
同	二田 政士
同	齋藤 次郎
設立時代表取締役	堀家 昌貴
設立時監査役	花島 宣勝

(定款に定めのない事項)

第46 条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

別紙 2 「承継対象権利義務明細表」

承継対象権利義務明細表

新設会社は、本新設分割により、本成立日における分割会社の本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務を分割会社から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2025年5月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本成立日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 本成立日の前日の終了時点において、分割会社に属する以下の流動資産

- ① 預金（具体的な金額は、当社が別途指定する。）
- ② 本件事業に属する売掛金
- ③ 本件事業に属する貯蔵品
- ④ 本件事業に属する前払費用
- ⑤ 本件事業に属する貸倒引当金

(2) 本成立日の前日の終了時点において、分割会社に属する以下の固定資産及び繰延資産

- ① 本件事業に属する保証金
- ② 本件事業に属する建物
- ③ 本件事業に属する建物附属設備
- ④ 本件事業に属する工具器具備品
- ⑤ 本件事業に属する一括償却資産

2. 負債

本成立日の前日の終了時点において、分割会社に属する以下の負債

- ① 本件事業に属する未払金
- ② 本件事業に属する未払費用
- ③ 本件事業に属する前受金

3. 契約（雇用契約を除く）

本成立日の前日の終了時点において有効に存続し、分割会社を当事者として締結された本件事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に

関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、会計監査人との間で締結した監査契約その他の分割会社が引き続き保有する契約に関する契約上の地位並びにこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

4. 雇用契約

本件事業に従事する分割会社の従業員に係る雇用契約及びこれに付随する権利義務は、新設会社に一切承継されない。

5. 知的財産権、許認可等

本成立日の前日の終了時点において有効に存続し、本件事業に関する知的財産権、関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能であり、分割会社が新設会社へ承継する必要があると判断したもの。

上記の各規定にかかわらず、本分割計画策定後に法令その他の規制上、本新設分割による承継が不可能又は著しく困難であることが判明した権利義務等（契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したもの及び当該承継により分割会社又は新設会社において著しい不利益を生じることが判明したものを含む。）については、承継対象権利義務から除外される。

以上